



# 金沢市公報

第2534号

平成18年(2006年)11月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番地1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○平成18年度金沢市一般会計補正予算の要領の公表について (財政課)	1
○生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	4
○生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止について ( )	4
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護および介護予防を担当させる機関の指定について ( )	4
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定について ( )	5
○生活保護法の規定に基づく医療扶助のための施術を担当させる者の指定について ( )	5
○生活保護法の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止について ( )	5
● 公 告	
○市長の職務代理について (総務課)	5
○予防接種を行うことについて (駅西福祉健康センター)	6
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (区画整理課)	7
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について ( )	7
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の	

縦覧について ( )	7
● 教育委員会告示	
○平成19年度金沢市立工業高等学校本科第1部(全日制)及び本科第2部(定時制)の課程並びに専攻科の第1学年入学者募集要項 (市立工業高等学校)	7
● 選挙管理委員会告示	
○金沢市長選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の基準となる日等について (選挙管理委員会)	14
○平成18年11月11日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧場所について ( )	14
○金沢市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について ( )	14
○金沢市長選挙における投票所内、期日前投票所及び不在者投票所内に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所について ( )	15
○檢察審査員候補者の予定者及び候補者の選定のくじを行う場所等について ( )	15
● 消防局公告	
○消防車のサイレンの使用について (警防課)	16
● 公営企業告示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建設課)	16

## 告 示

### ●金沢市告示第278号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、平成18年定例第3回市議会の議決を経た次の予算の要領を公表します。

平成18年11月1日

金沢市長 山 出 保

平成18年度金沢市一般会計補正予算(第2号)

## 平成18年度金沢市一般会計補正予算(第2号)

平成18年度金沢市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,226,173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,155,610千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

## 第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13.分担金及び負担金		3,498,038 千円	△8,368 千円	3,489,670 千円
	1.負 担 金	3,498,038	△8,368	3,489,670
14.使用料及び手数料		4,518,533	420	4,518,953
	2.手 数 料	1,943,955	420	1,944,375
15.国庫支出金		15,199,317	226,435	15,425,752
	1.国庫負担金	11,154,172	205,992	11,360,164
	2.国庫補助金	3,905,055	20,443	3,925,498
16.県支出金		4,524,786	41,830	4,566,616
	2.県補助金	1,456,435	41,830	1,498,265
18.寄 附 金		26,900	33,900	60,800
	1.寄 附 金	26,900	33,900	60,800
20.繰 越 金		300,000	1,584,756	1,884,756
	1.繰 越 金	300,000	1,584,756	1,884,756
21.諸 収 入		2,992,112	107,300	3,099,412
	4.貸付金元利収入	584,653	96,000	680,653
	6.雑 入	1,203,207	11,300	1,214,507
22.市 債		13,463,000	239,900	13,702,900
	1.市 債	13,463,000	239,900	13,702,900
歳 入 合 計		153,929,437	2,226,173	156,155,610

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2.総 務 費		12,106,950 千円	31,700 千円	12,138,650 千円
	1.総務管理費	9,050,306	31,700	9,082,006
3.民 生 費		38,959,107	161,700	39,120,807
	1.社会福祉費	6,236,308	211,100	6,447,408
	2.老人福祉費	8,134,760	114,000	8,248,760
	3.児童福祉費	18,426,113	△163,400	18,262,713
4.衛 生 費		15,389,389	40,700	15,430,089
	1.保健衛生費	8,246,720	9,300	8,256,020
	2.環境衛生費	1,203,862	6,200	1,210,062
	3.清 掃 費	5,938,807	25,200	5,964,007

6.農林水産業費		2,921,201	16,000	2,937,201
	1.農業費	2,179,785	5,000	2,184,785
	2.林業費	731,308	11,000	742,308
7.商工費		3,015,361	442,200	3,457,561
	1.商工費	3,015,361	442,200	3,457,561
8.土木費		28,413,641	168,300	28,581,941
	1.土木管理費	715,089	9,300	724,389
	2.道路橋りょう費	4,693,876	68,500	4,762,376
	3.河川費	1,381,187	26,000	1,407,187
	5.都市計画費	19,596,528	36,500	19,633,028
	6.住宅費	762,136	28,000	790,136
9.消防費		5,420,929	40,200	5,461,129
	1.消防費	5,420,929	40,200	5,461,129
11.災害復旧費		121,083	377,331	498,414
	1.災害復旧費	121,083	377,331	498,414
12.公債費		27,235,008	1,500,000	28,735,008
	1.公債費	27,235,008	1,500,000	28,735,008
14.予備費		571,958	△551,958	20,000
	1.予備費	571,958	△551,958	20,000
歳出合計		153,929,437	2,226,173	156,155,610

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
企業立地助成金		千円	平成19年度から 平成20年度まで	千円 215,500

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	千円 84,600				千円 84,600			
災害復旧事業	25,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	137,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
一般廃棄物処理事業	452,700		473,400					
その他一般単独事業	1,178,600		1,200,600					
合 計	13,463,000				13,702,900			

## ●金沢市告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年11月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ畝田薬局	金沢市畝田西3丁目514番地	平成18年7月3日
金沢たんぼほ薬局	金沢市平和町3丁目3番8号	平成18年8月1日
アリア金沢西都薬局	金沢市西都1丁目52番地	平成18年9月1日
三千館薬局	金沢市高尾台1丁目87番地	平成18年9月1日
あさい眼科クリニック	金沢市此花町3番2号ライブ1ビル1階	平成18年10月1日
うきた産婦人科医院	金沢市新神田4丁目7番25号	平成18年10月1日
デンタルビューティクリニックケアプラス	金沢市香林坊2丁目1番1号	平成18年10月1日
金沢こころクリニック	金沢市広岡2丁目13番23号AGSビル3F301号室	平成18年10月2日
あらき歯科医院	金沢市栗崎町3丁目3番地1	平成18年10月2日

## ●金沢市告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年11月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
上田医院	金沢市有松2丁目16番27号	平成18年8月31日
三千館薬局	金沢市高尾台1丁目87番地	平成18年8月31日
あさい眼科クリニック	金沢市此花町3番2号ライブ1ビル1階	平成18年9月30日
医療法人社団 英和会 うきた病院	金沢市新神田4丁目7番25号	平成18年9月30日

## ●金沢市告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護および介護予防を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年11月1日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社 コムスン 代表取締役 樋口 公一	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン 訪問看護ステーション金沢	金沢市神宮寺3丁目24番2号	平成18年10月1日
株式会社 コムスン 代表取締役 樋口 公一	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン 北陸福祉用具センター	金沢市神宮寺3丁目24番2号	平成18年10月1日
株式会社ビーディーエスプラトー 代表取締役 原 潤造	金沢市涌波1丁目2番26号	プラトーケアセンター 涌波ケアセンター	金沢市涌波3丁目5番33号 ミナミコーポ1階	平成18年10月1日
株式会社 ケアサポート金沢 代表取締役 宮本 篤佳	金沢市長町2丁目7番22号	デイサービス たまぼこのお家	金沢市玉鉾2丁目337番地	平成18年10月1日

## ●金沢市告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年11月1日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
有限会社 ヘルパーステーション愛 代表取締役 村田 博子	金沢市久安5丁目1番地4	有限会社 ヘルパーステーション愛 居宅介護支援事業所	金沢市古府町南386番地2	平成18年10月1日
有限会社 栄福社会 代表者 石黒 栄紀	金沢市三社町1番25号	ぐるーぷほーむ ひこさん	金沢市彦三町2丁目6番13号	平成18年10月1日

## ●金沢市告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年11月1日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
八幡 稔	西南部接骨院	金沢市西金沢3丁目681番地1	平成18年2月1日

## ●金沢市告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年11月1日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	氏 名	名 称	
岩下 倫子	笠舞接骨院	金沢市笠舞2丁目1番33号	平成18年8月31日

## 公 告

平成18年11月12日から同月18日までの間、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、市長の職務を助役 須野原 雄が代理します。

平成18年11月1日

金沢市長 山 出 保

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年11月1日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類

インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

- (1) 65歳以上の者
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定するもの

3 予防接種を行う期間

平成18年10月21日から同年12月31日まで

ただし、平成18年12月21日から同月31日までに65歳になる者及び心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定するもののうち平成18年12月21日から同月31日までに60歳になる者については、接種期間の終期を平成19年1月13日とする。

4 予防接種を行う場所

別表のとおり

5 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 今までに免疫不全の診断がされている者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別 表

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	
	医療機関名	所在地
織田 英史	織田内科クリニック	白山市 鶴来本町3丁目ヲ11番地

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年11月1日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市野田土地区画整理組合	平成11年 3月1日から 平成25年 3月31日まで	金沢市野田町イ、ロ、カ、ヨ及び丙並びに大桑町井の全部並びに野田町へ、ト、チ、ル、ワ、タ、レ、ツ、ネ、ナ、ソ、ム、野田山及び大鞆山、野田町、長坂1丁目、長坂2丁目、長坂町丑並びに大桑町ノ、平、西ノ山及び中尾山の各一部	金沢市野田町ワ23番地1	平成11年3月1日	平成18年10月20日

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成18年11月2日から同月29日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成18年11月1日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市太陽ヶ丘土地区画整理組合	平成18年11月2日から 同月15日まで	金沢市役所 都市整備局定住促進部 区画整理課	午前9時から 午後5時30分まで

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成18年11月1日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市野田土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局定住促進部 区画整理課	午前9時から 午後5時30分まで

## 教育委員会告示

### ●金沢市教育委員会告示第15号

平成19年度金沢市立工業高等学校本科第1部（全日制）及び本科第2部（定時制）の課程並びに専攻科の第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成18年11月1日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

平成19年度金沢市立工業高等学校本科第1部（全日制）及び本科第2部（定時制）の課程並びに専攻科の第1学年入学者募集要項

## 1 本科第1部（全日制）

## (1) 出願資格

志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住し（入学までに県内に居住する場合を含む。）、かつ、志願者については次のいずれかに該当する者

ア 平成19年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程（以下この1において「中学校」という。）を修了見込みの者

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条の規定に該当する者

## (2) 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募 集 人 員	備 考
機 械 テ ク ノ ロ ジ ー 科	80人	学年制・2学期制で、第2学年から機械テクノロジー科はメカニクス・システム・エコテクノロジー、情報システム科は電気・情報通信・情報の各コースに分かれる。
情 報 シ ス テ ム 科	80人	
建 築 科	40人	
土 木 科	40人	

## (3) 出願手続

ア 入学志願者（本科第1部に志願する者をいう。以下この1において同じ。）は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。

イ 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下この1において「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。

ウ 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、あて先を明記した返信用封筒（80円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。

エ 県外からの入学志願者及び（1）のイの学校教育法施行規則第63条の規定に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。

オ 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

## (4) 志願変更

## ア 志願の変更

入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

## イ 志願変更手続

（ア）志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（現金）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

（イ）本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、（ア）に準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。

（ウ）県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。



## (5) 出願及び志願変更等の期間

## ア 入学願書受付期間

平成19年2月15日(木)から同月20日(火)まで

ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、(11)のエ及びオによるものとする。

## イ 志願者数公表

平成19年2月20日(火)午後3時30分に、本校において行う。

## ウ 志願変更期間(入学願書取下げ、変更出願)

平成19年2月23日(金)から同月27日(火)まで

ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

## エ 調査書等の提出期間

平成19年2月27日(火)から同年3月1日(木)まで

なお、ア、ウ及びエについての毎日の受付時間は午前9時から午後4時までとし、平成19年2月20日(火)及び同月27日(火)の受付時間は午前9時から午後3時までとする。

## (6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、合格者を決定するものとし、次のとおり選抜方針を定める。

## ア 入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要書類及び選抜のための学力検査等の結果を資料として本校校長が行う。

なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。

## イ 調査書等による内申と各教科の学力検査の成績結果との取扱いについては、内申を十分尊重し、両者の相互関係等を考慮して審査することとし、学力検査2日目の検査結果も十分参考にする。

## (7) 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

## (8) 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封のうえ、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。

## (9) 学力検査

## ア 学力検査は、平成19年3月7日(水)及び同月8日(木)の両日、入学志願者の全員について本校において行う。

## イ 学力検査1日目には、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語「聞くことの検査」を含む。)の5教科の学力検査について実施し、次の日程により行う。

3月7日(水)	9:00~9:50	10:10~11:00	11:20~12:10	13:10~14:00	14:20~15:10
	国 語	数 学	社 会	理 科	英 語

\*各教科100点満点

## ウ 学力検査2日目には、次の日程により作文を実施する。

3月8日(木)	9:00~9:50
	作 文

## (10) 合格者の発表

学科別合格者の発表は、平成19年3月16日(金)正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

## (11) 通学区域及び県外からの出願

## ア 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則(平成12年教育委員会規則第27号)の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。

イ 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）第17条第4項に定める入学志願特別事情具申書を平成19年1月12日（金）以降に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

ウ 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定によるあわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みのもの又は卒業したものについては、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。

エ 転勤による県外からの一家転住その他やむを得ない事情により所定の期間内に出席手続ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査のうえ、特例として出願を認めることがある。

オ エの特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経て金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。

なお、その出願期間は、平成19年2月23日（金）から同月27日（火）午後3時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

#### (12) 帰国生徒の出願

ア 中学校に在籍する帰国後3年未満の帰国生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。

イ 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

#### (13) 学力検査における特別措置

ア 学力検査において特別措置を希望する者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別措置申請書により中学校長を経て本校校長に申請するものとする。

イ 本校校長は、石川県教育委員会と協議のうえ、措置事項について中学校長に通知するものとする。

ウ 特別措置事項については、石川県教育委員会が定める平成19年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項13の(1)の例による。

#### (14) 推薦入学

次の学科について実施する。

ア 募集人員 102人

学 科	募 集 人 員
機 械 テ ク ノ ロ ジ ー 科	33人
情 報 シ ス テ ム 科	33人
建 築 科	18人
土 木 科	18人

#### イ 出願資格

推薦入学を志願できる者は、平成19年3月に県内の中学校を卒業見込みの者のうち、次に掲げる要件を満たし、かつ、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

(ア) 当該学科を志望する動機及び理由が明白かつ適切であること。

(イ) 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。

(ウ) 調査書の各記録が優良であること。

(エ) 中学校長の推薦を得た者であること。

#### ウ 出願方法及び出願手続

(ア) 出願は、一人1学科に限る。

(イ) 推薦入学を希望する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、所定の推薦入学願書（以下「推薦入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、(3)のウに定めるところによる。

(ウ) 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。

なお、成績一覧表は、平成19年2月27日(火)から同年3月1日(木)までに本校校長に提出すること。

エ 出願期間

出願受付期間は平成19年1月29日(月)及び同月30日(火)とし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

オ 面接

(ア) 面接は、平成19年2月5日(月)に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9:00～9:30	9:30～9:45	10:00～
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

(イ) 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。

(ウ) 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

カ 推薦入学者の選抜

(ア) 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。

(イ) 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者(以下「合格内定者」という。)を決定する。

キ 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

(ア) 平成19年2月9日(金)午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。

(イ) 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、平成19年2月9日(金)に各中学校長に送付する。

なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

ク 合格者の発表

合格の内定を得た者について、平成19年3月16日(金)正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。

ケ 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた生徒の取扱いについては、平成19年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項12の例による。この場合において、入学検定手数料(現金)の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該生徒が再度公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

(15) その他

ア 詳細については、石川県教育委員会が定める平成19年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、平成19年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び平成19年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。

イ 入学願書及び本校の募集要項は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、あて先を明記し、返信用封筒(角形2号)に240円分の切手を貼付したものを同封して、本校へ直接申し込むものとする。

2 本科第2部(定時制)

(1) 出願資格

県内に居住し、又は勤務している者(入学までに県内に居住し、又は勤務する者を含む。)で、次のいずれかに該当するもの

ア 平成19年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程(以下この2において「中学校」という。)を修了見込みの者

イ 学校教育法第47条及び学校教育法施行規則第63条の規定に該当する者

(2) 募集定員 40人

学 科	募 集 人 員	備 考
産 業 技 術 科	40人	単位制・2学期制で、3年から機械・電気・建築の各コースに分かれる

## (3) 出願手続

ア 入学志願者（本科第2部に志願する者をいう。以下この2において同じ。）は、所定の入学願書に入学検定手数料950円を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下この2において「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出するものとする。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、1の（3）のウに定めるところにより、期間内に到着したものに限り受け付ける。

イ 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書を本校校長に提出するものとする。

ただし、調査書を期間中に提出できない事情がある者については、中学校長が発行した成績証明書等をもってこれに代えることができる。

## (4) 出願等の期間

入学願書の受付期間、調査書の提出期間等は、次のとおりとする。

入学願書の受付期間 調査書の提出期間	平成19年3月1日（木）から同月22日（木）まで
受付時間	午前9時から午後4時まで

ただし、日曜日、土曜日及び祝日は、受付しない。

## (5) 入学者の選抜

ア 入学者の選抜は、中学校長から提出された調査書その他必要書類及び選抜のための学力検査等の結果を資料として本校校長が行う。

イ 調査書等による内申及び学力検査の成績結果の取扱いは、内申を十分尊重し、両者の相互関係等を考慮して審査するものとし、面接の結果も十分参考にする。

ウ 満20歳以上（平成19年4月1日現在）の者については、申出によって学力検査を行わず、中学校長から提出された調査書等の必要書類、面接及び作文を資料として選抜を行うこと（以下「成人特別選抜」という。）ができるものとする。

## (6) 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

## (7) 自己申告書

自己申告書については、1 本科第1部（全日制）の「(8) 自己申告書」に準ずる。

## (8) 学力検査等

ア 学力検査及び面接は、次の日程により、成人特別選抜によらない入学志願者全員について、本校において行う。

平成19年3月26日（月）	9:00～9:40	9:55～10:35	10:45～
	国 語	数 学	面 接

イ 成人特別選抜による志願者全員については、次の日程により作文及び面接を実施する。

平成19年3月26日（月）	9:00～9:40	9:55～
	作 文	面 接

## (9) 合格者の発表

合格者の発表は、平成19年3月29日（木）正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

## (10) 通学区域及び県外からの出願

ア 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。

イ 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則第17条第4項に規定する入学志願特別事情具申書を入学願書の受付期間中に本校校長に提出するものとする。

ただし、その出願理由等が明らかな者については、この入学志願特別事情具申書の提出を求めることなくその入学願書を受取することができるものとする。

ウ イにかかわらず、福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法第252条の14第1項の規定によるあわら

市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みのもの又は卒業したものについては、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。

## (11) 第2次募集

- ア (9)の合格者の数が募集定員に満たない場合には、第2次募集を行うことがある。
- イ 第2次募集の実施については、本校校長がその必要の有無を判断し、金沢市教育委員会及び石川県教育委員会と協議して実施する。
- ウ 出願手続等は、第1次募集に準じて取り扱うものとする。
- エ 詳細については、平成19年3月30日(金)以降、本校へ直接問い合わせること。

## (12) その他

- ア 詳細については、石川県教育委員会が定める平成19年度石川県公立高等学校定時制の課程第1学年入学者募集要項及び平成19年度石川県公立高等学校定時制の課程入学志願者取扱要項による。
- イ 入学願書は、本校から受け取るものとする。この場合において、郵送を希望する者は、あて先を明記し、返信用封筒(角形2号)に240円分の切手を貼付して、本校へ直接申し込むものとする。

## 3 専攻科(夜間部)

社会人のリカレント教育及び電気と建築の各種資格取得のための専門教育を行うことを目的としている。

## (1) 出願資格

- ア 高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)を卒業した者又は平成19年3月に高等学校を卒業見込みの者
- イ アと同等以上の学力があると認められた者

## (2) 修業年限

2年(夜間)

## (3) 募集定員 30人

学 科	募 集 人 員
電 気 科	15人
建 築 科	15人

## (4) 出願手続

入学志願者(専攻科に志願する者をいう。以下この3において同じ。)は、次の書類を本校校長に提出しなければならない。

## ア 入学願書

所定の入学願書に入学検定手数料950円を添え、当該手数料は現金をもって納入するものとする。なお、一度納入された入学検定手数料及び提出された志願に関する書類は、いかなる場合でも返還しない。

## イ 証明書

高等学校の卒業証明書又は卒業見込み証明書及び高等学校の成績証明書

ただし、高等学校卒業程度認定試験の合格者(廃止前の大学入学資格検定の合格者を含む。)は、合格証明書及び当該試験の成績証明書

## ウ 顔写真

正面、上半身、無帽、無背景で、大きさ縦4.0cm×横3.0cm程度とし、出願前3箇月以内に撮影したもの1枚(裏面に氏名を明記のこと。)

## (5) 入学願書の受付期間等

入学願書の受付期間、証明書等の提出期間等は、次のとおりとする。

入学願書の受付期間	平成19年2月28日(水)から同年3月14日(水)まで
証明書等の提出期間	
受付時間	午前9時から午後9時まで

なお、日曜日及び土曜日は、受付をしない。

また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

## (6) 学力検査等

学力検査、作文及び面接は、次の日程により入学志願者の全員について、本校において行う。

平成19年3月16日(金)	18:30~19:10	19:20~20:00	20:10~
	数 学	作 文	面 接

## (7) 合格者の発表

合格者の発表は、平成19年3月22日(木)正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

## (8) その他

ア (7)の合格者の数が募集定員に満たない学科については、第2次募集を行うことがある。

イ 入学願書は、本校から受け取るものとする。この場合において、郵送を希望する者は、あて先を明記し、返信用封筒(角形2号)に240円分の切手を貼付して、本校へ直接申し込むものとする。

## 4 入学者募集に関する問い合わせ先

金沢市立工業高等学校(石川県金沢市畝田東1丁目1番地1)

電話(076)267-3101(郵便番号920-0344)

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第63号

平成18年11月19日執行予定の金沢市長選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項及び第23条第1項の規定により、選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により告示します。

平成18年11月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- |              |             |                             |
|--------------|-------------|-----------------------------|
| 1 被登録資格決定基準日 | 平成18年11月11日 | ただし、年齢については、選挙の期日をもって算定します。 |
| 2 登 録 日      | 平成18年11月11日 |                             |
| 3 縦 覧 期 間    | 平成18年11月12日 |                             |

### ●金沢市選挙管理委員会告示第64号

平成18年11月11日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年11月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備考 縦覧日時は、平成18年11月12日

午前8時30分から午後5時まで

### ●金沢市選挙管理委員会告示第65号

平成18年11月19日執行予定の金沢市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成18年11月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 場所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市役所301会議室
- 2 日時 平成18年11月12日  
午後5時30分

●金沢市選挙管理委員会告示第66号

平成18年11月19日執行予定の金沢市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により、投票所内、期日前投票所及び金沢市選挙管理委員会の委員長が不在者投票管理者となる不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりです。

平成18年11月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 日時 平成18年11月12日  
午後6時
- 2 場所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市役所301会議室

●金沢市選挙管理委員会告示第67号

金沢市選挙管理委員会が選定すべき検察審査員候補者の予定者及び候補者の選定のくじを行う場所、日時及びくじの方法を次のとおり定めます。

平成18年11月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

区 分	候 補 者 の 予 定 者	候 補 者
くじの場所	金沢市役所金沢市選挙管理委員会	金沢市役所金沢市選挙管理委員会
くじの日時	平成18年11月7日 午前9時30分から	平成19年1月5日 午前9時30分から
くじの方法	<p>1 衆議院議員の選挙に用いられる選挙人名簿に登録されている者の総数を予定者の群別の数（群別の数が異なるときは、最も多い数）で除して組に分ける。この場合において、端数の者を生じたときは、先順位の組から1人ずつ割り当てる。組に属する者に付ける選考番号は、組の先順位の者を1号とし以下名簿登載順に番号を定める。</p> <p>2 予定者の選定くじは、第1群から行う。このくじは、0から9までの数字を付けた10本のくじで1位のけたから始める。</p> <p>くじは、各組総当たりとするが総当たりとならなかったときは、ならなかった組について更にくじを行う。</p> <p>くじの結果の数が他の群の予定者を決定したときの数と同じとき、又は選定番号に符合しないときは、このくじは無効とする。</p> <p>3 予定者の群別の数が同じときは、上のくじの結果の数と符合する選定番号をもつ者を予定者とし、異なるときは、くじの結果の数と符合する選定番号をもつ者のうちから候補者を選定する例（欠格事由に当たる者を除く規定を除く。）により予定者を定める。</p>	<p>1 予定者のうちから検察審査員としての欠格事由に当たる者を除き、予定者名簿に登載されている順に番号を付け、この番号に符合するくじを作り、このくじを引いて番号の符合する者を候補者とする。</p> <p>2 上のくじは、第1群から行う。</p>

## 消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成18年11月1日

金沢市消防長 宮 本 健 一

場所 金沢市中央消防署管轄区域内

日時 平成18年11月12日 午前9時から午前9時30分まで

場所 金沢市駅西消防署管轄区域内

日時 平成18年11月12日 午前10時から午前10時30分まで

場所 金沢市金石消防署管轄区域内

日時 平成18年11月12日 午前11時から午前11時30分まで

場所 金沢市駅西消防署管轄区域内

日時 平成18年11月21日 午後2時から午後2時30分まで

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第12号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成18年11月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成18年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
  - (1) 高柳町、横枕町及び田上本町土地区画整理事業地の各一部
  - (2) 大桑第3土地区画整理事業地の一部
  - (3) 示野町、普正寺町、塚崎町、近岡町及び無量寺第2土地区画整理事業地の各一部
  - (4) 佐奇森町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
  - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市浅野本町ホ131番地  
名称 城北水質管理センター
  - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市東力町ハ272番地  
名称 西部水質管理センター
  - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市湊3丁目5番地8  
名称 臨海水質管理センター
  - (4) 2の(4)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称



位置 金沢市下安原町東1301番地

名称 犀川左岸浄化センター

- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

平成18年(2006年)11月1日 印刷  
平成18年(2006年)11月1日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)